

千歳市歩道等縁石切下げ審査基準

(基準の制定)

第1条 この基準は、道路法第24条に規定する道路工事等に関する承認申請に必要な技術的基準を定めることとする。

(適用範囲)

第2条 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる1号から6号までの場所以外に設けるものとする。ただし、民家に居住等する者の車両が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合、2号は適用しないことができるものとする。

- (1) 横断歩道および前後5m以内の部分。
- (2) バス停留所及びバス停車帯の部分。ただし停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
- (3) 交差点および交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- (4) 橋の部分。
- (5) 防護柵および駒止めの設置されている部分。ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- (6) 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし道路管理者および占有者が移転を認め、申請者が移転をする場合は除く。

(切下げ箇所)

第3条 車両乗入れ部は、対象施設に対して1箇所とする。ただし次に掲げる施設で道路管理者が認める場合はこの限りではない。

- (1) 公共施設、医療施設、ガソリンスタンド、ドライブインなどの施設
- (2) 大型車両の出入りや車両出入りの回数が多い施設

(乗入れ幅)

第4条 乗入れ幅は、原則として次に掲げる有効幅員(低下幅員)を上限とする。ただしやむを得ない事情で交通安全上特に支障がないと道路管理者が認める場合はこの限りではない。

- (1) 一般住宅に伴う乗入れ幅の有効幅員は、利用台数が1台の場合は4.0m、2台の場合は4.8m、3台の場合は7.2m、4台の場合は9.6mとする。
- (2) 店舗・工場などに伴う乗入れ幅の有効幅員は、利用車両が普通貨物自動車等(6.5t以下)の場合は8.0m、大型及び中型貨物自動車等(6.5tを超えるもの)の場合は12.0mとする。

(留意事項)

第5条 車両乗入れ部設置に伴い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両乗入れ部の形状を巻込み形状(歩道等の撤去)とすることは認めない。ただし、この要領の施行以前に巻込み形状としたものについてはこの限りではない。
- (2) 不必要となった乗入れ部の縁石切下げ箇所は、申請者の負担において復旧する。
- (3) 既存の縁石切下げ箇所に連続して車両乗入れ部を設置しようとする場合は、事前に道路管理者と協議する。
- (4) 既存樹木が支障となる場合、移植又は代替木を植える。また、移植箇所については申請者が同種樹木の植栽されている箇所を選定する。ただし移植箇所の選定が困難な場合は道路管理者と協議する。

(すり付け構造)

第6条 車道乗入れ部設置に伴う歩道のすり付け構造は、次に掲げるものとする。ただし現地の状況によりこれにより難しい場合は、事前に道路管理者と協議する。

- (1) 植樹帯がある歩道の場合は、別添3図1の構造とする。
- (2) 植樹帯のない歩道の場合は、別添3別表を参照のうえ、別添3図2・3の構造とする。

(工事の施工)

第7条 工事は、次に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 歩道の舗装構成は別添4の構造とする。
- (2) 埋め戻しの転圧については、20cm以下で層ごとにタンパ又は振動ローラー等を使用して十分に締固めを行う。
- (3) 変形縁石は2本使いを基本とするが、周辺の形状と合わせる。
- (4) 縁石は現状と同じ製品を使用すること。ただし製品が入手できない場合は同等の機能を有するものを使用する(土現型縁石 車道用 型へ変更など)。

(規格及び基準)

第8条 路面復旧に用いる材料の規格及び施工基準は、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等(北海道建設部土木工事共通仕様書等)によるものとする。

(復旧工事の時期)

第9条 工事は原則として融雪後から降雪前までの期間で行うものとする。ただしやむを得ない事情により降雪期に施工する場合は仮復旧を行い、本復旧は融雪後速やかに行う。

(道路工事施工申請)

第10条 申請に必要な書類は次に掲げるものとする。

- (1) 申請書(様式第1号)【申請者は依頼主】
- (2) 位置図
- (3) 平面図【利用車両の配置など】
- (4) 定規図
- (5) 軌跡図【第4条の有効幅員(低下幅員)を超える場合】
- (6) 交通規制図
- (7) 現況写真
- (8) 樹木移植位置図【樹木の移植が伴う場合】

(道路工事完了届)

第11条 申請者は、工事完了後2週間以内に道路工事完了届(様式第2号)を提出しなければならない。その際、次に掲げる状況写真を添付する。

- (1) 工事着工前・完成
- (2) 施工状況
- (3) 出来形確認
- (4) 乳剤散布状況
- (5) 舗設状況
- (6) 樹木移植状況【樹木の移植が伴う場合】

(検査)

第12条 道路管理者は、現地において確認すべき事項がある場合は検査を行う。

- (1) 申請者は、道路管理者が施工中又は完了後現場において必要と認める検査をするときは、これを拒むことはできない。
- (2) 道路管理者は、当該工事が基準に定められた内容に合致しない場合、手直しを命じることができる。

(事故対策)

第13条 申請者は施工箇所の周辺住民との紛争又は苦情の発生を未然に防ぐとともに、事故防止に万全を期せなければならない。また、万一事故が発生した場合、直ちに道路管理者、所轄警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(費用の負担)

第14条 申請者は次に掲げる事項について費用を全額負担する。

- (1) 縁石切下げ工事に伴う費用
- (2) 縁石切下げ工事の瑕疵により生じた事故費用
- (3) 工事施工不良等で申請者が手直し命令に従わない場合において、道路管理者が復旧に緊急性を要すると判断し、申請者の代わりに復旧工事を行った場合に伴う費用

(その他)

第15条 この基準に掲げた事項又は基準以外の事項について申請者から申し入れがあった場合、道路管理者は協議に応じ、申請者は道路管理者の指示に従わなければならない。

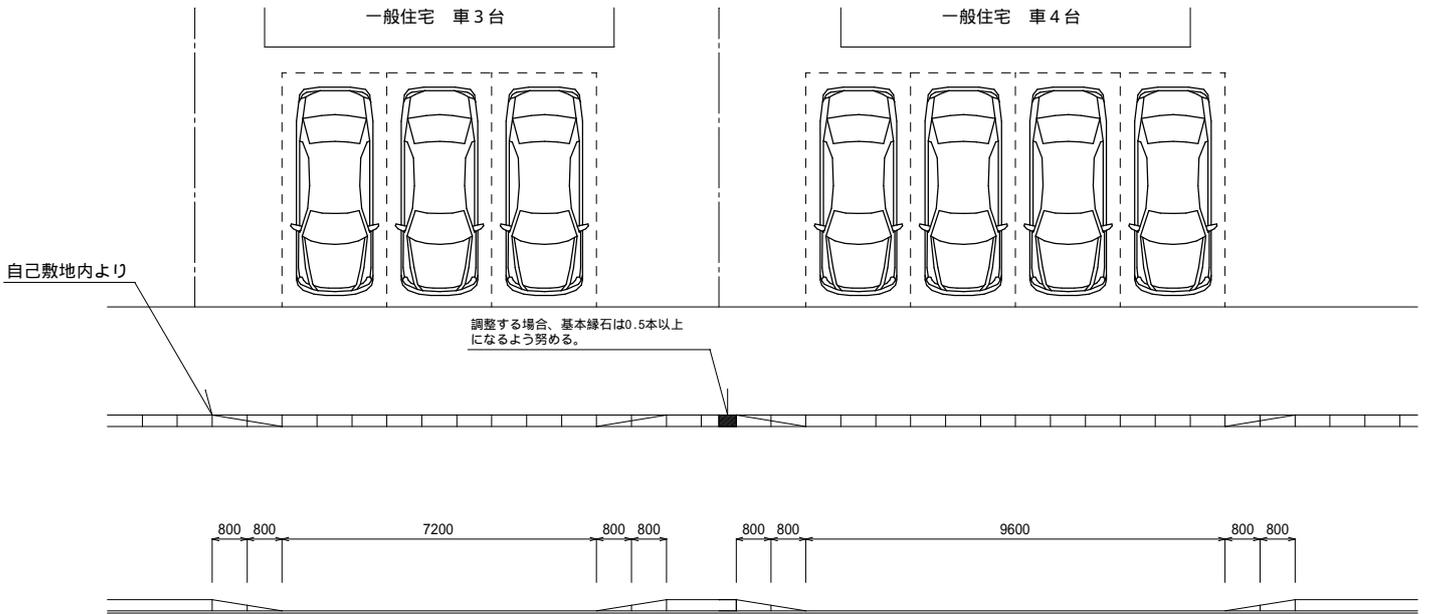
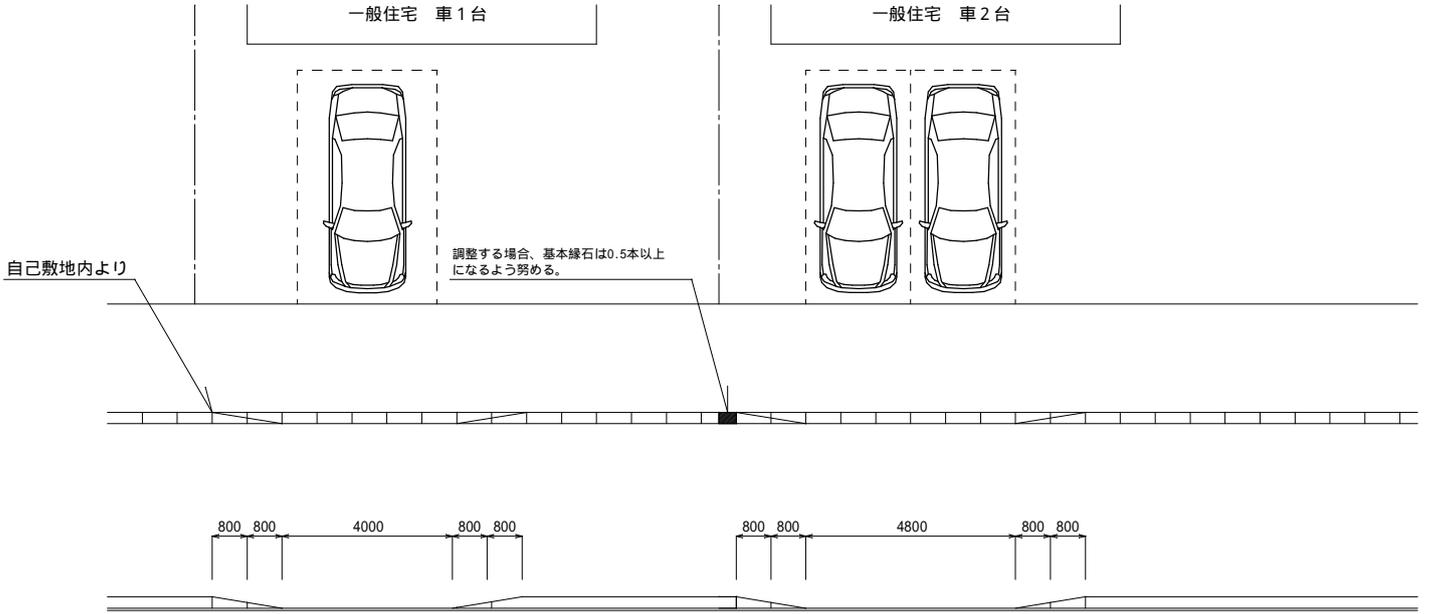
附 則

(制定期日)

この基準は、平成30年9月1日から施行する。

別添 1

歩道切下げに伴う乗入れ幅



別添 2

図1 交差点側端からの離れ

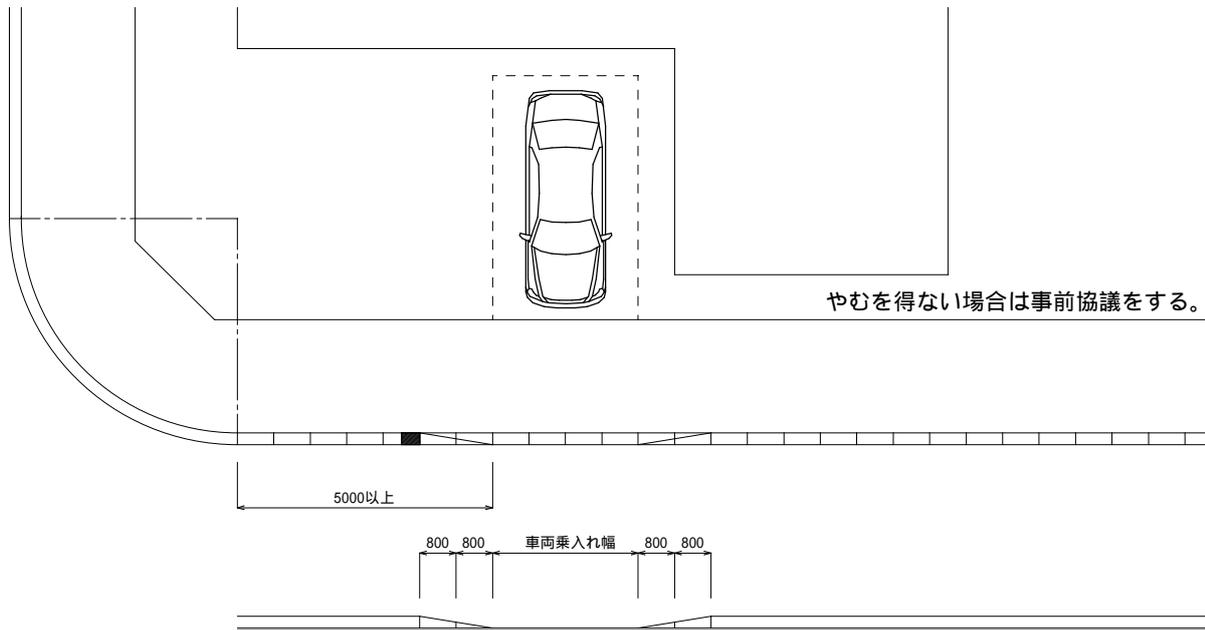
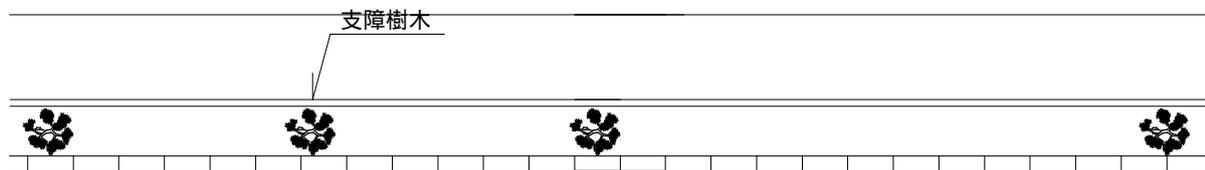
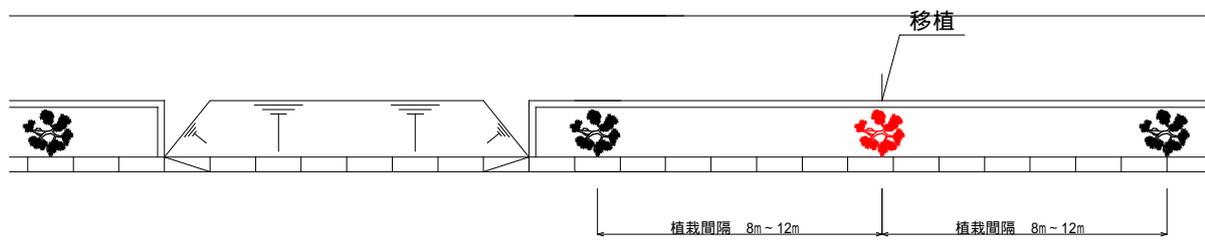


図3 樹木の移植間隔

着手前



完了



別添 3

図1 植樹帯のすり付け構造

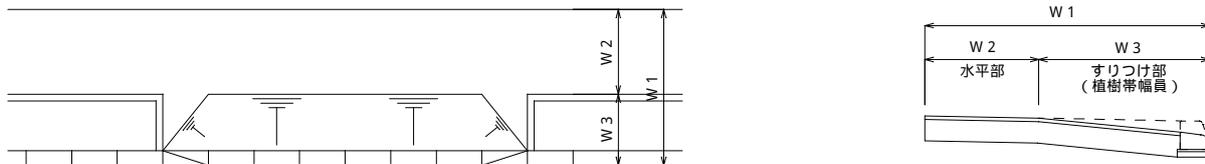


図2 歩道のすり付け構造

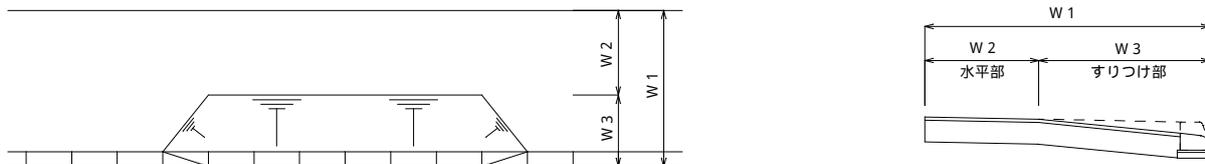
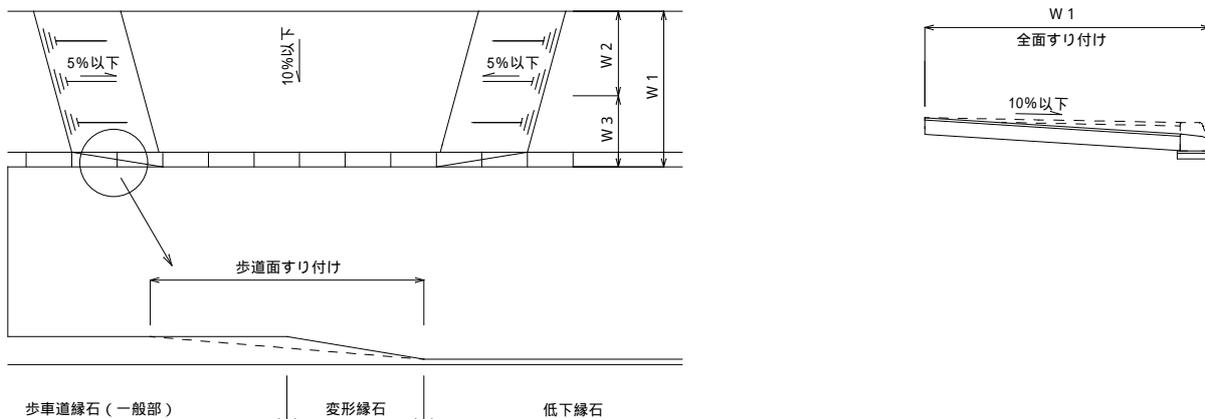


図3 歩道全面のすり付け構造



別表 各歩道幅員のすり付け勾配

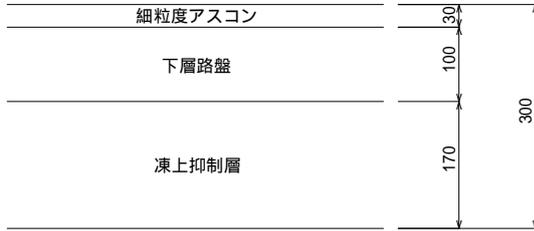
歩道幅員 W1	歩車道縁石 型			歩車道縁石 型		
	水平部 W2	すり付け部 W3	すり付け部勾配	水平部 W2	すり付け部 W3	すり付け部勾配
2.0m	-	全面すり付け	7.75%	1.0m	1.0m	8.76%
2.5m	-	全面すり付け	6.46%	1.5m		
3.0m	1.25m	1.75m	8.71%	2.0m		
3.5m	1.75m			2.5m		
4.0m	2.25m			3.0m		
4.5m	2.75m			3.5m		

歩道幅員2.0m未満は縁石 ・ 型とともに全面すり付けとする。

別添 4

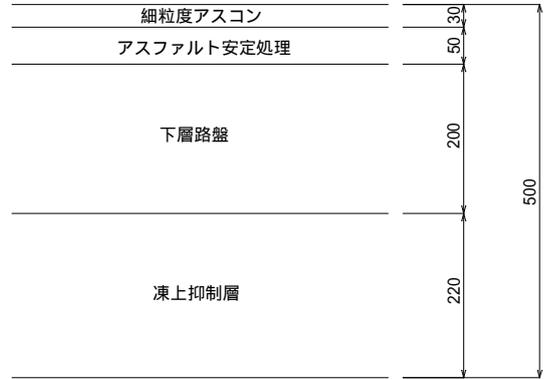
一般住宅の切下げ工事

【アスファルト舗装】

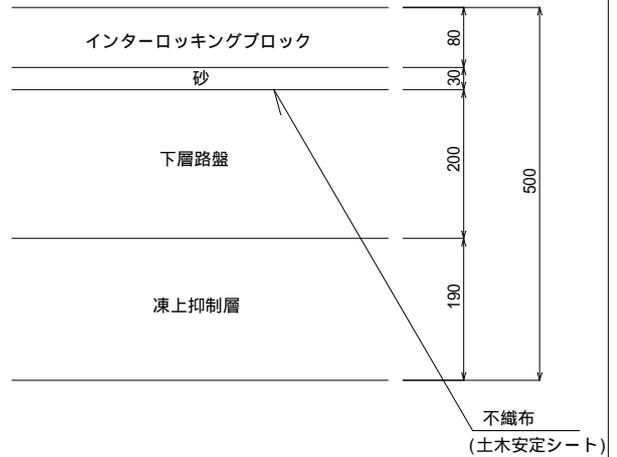
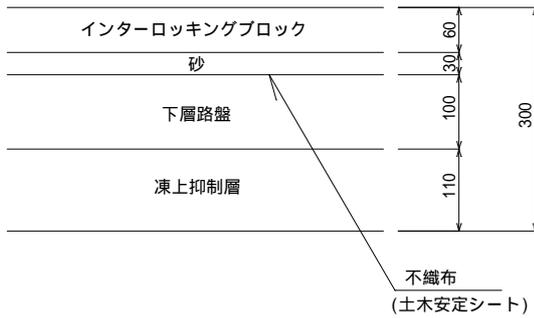


店舗・工場及び大型車両が乗入れる場合の切下げ工事

(単位: mm)



【インターロッキングブロック】



【コンクリート平板】

